

令和4年度補正予算
水産業スマート化推進事業のうち
スマート水産機械導入利用支援について

令和5年2月14日
水産庁 増殖推進部 研究指導課
海洋技術室 先端技術班

水産業スマート化推進事業

【令和4年度補正予算額 476百万円】

【令和4年度補正予算（デジタル庁計上） 30百万円】

<対策のポイント>

生産現場においてスマート機械等の導入を進めることで生産性の向上に加え、得られるデータを利活用し資源評価の高度化につなげます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施を促進するため、漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等を支援します。

<事業目標>

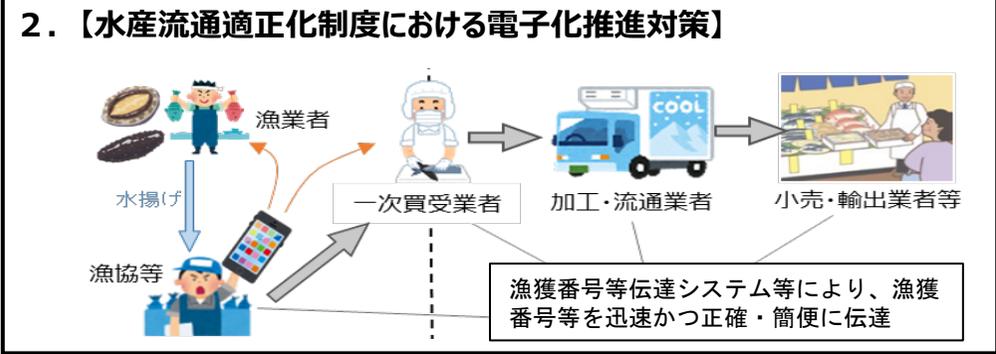
- 生産現場におけるスマート機械等の導入利用による生産性の向上
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

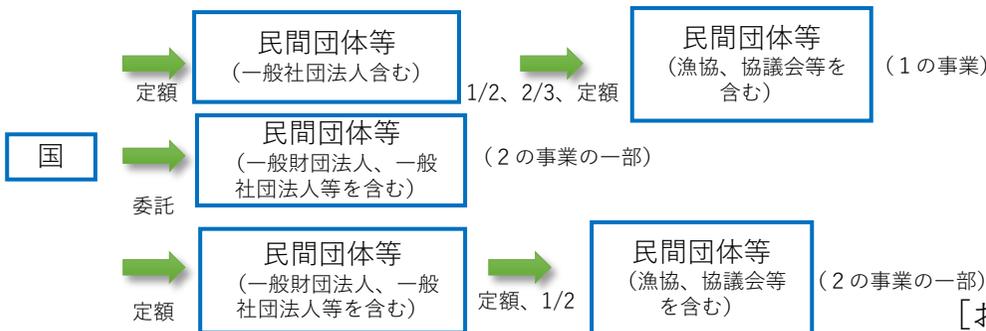
1. スマート水産機械導入利用支援 206百万円
 操業の効率化による生産性向上や資源評価の高度化のために、漁獲量、漁場環境、漁船の操業情報等のデータを収集し、利活用するICT等の先端技術を用いた機械等の導入利用を支援します。

2. 水産流通適正化制度における電子化推進対策 300百万円
 漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子化に向けた取組等を支援します。また、令和7年から制度の対象となる、産地市場を経由しない特殊な流通形態を持つシラスウナギ等に係る漁獲番号等の伝達のシステム化に向けた調査・検討及び海外における類似の制度に係る電子化の先進事例調査を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)

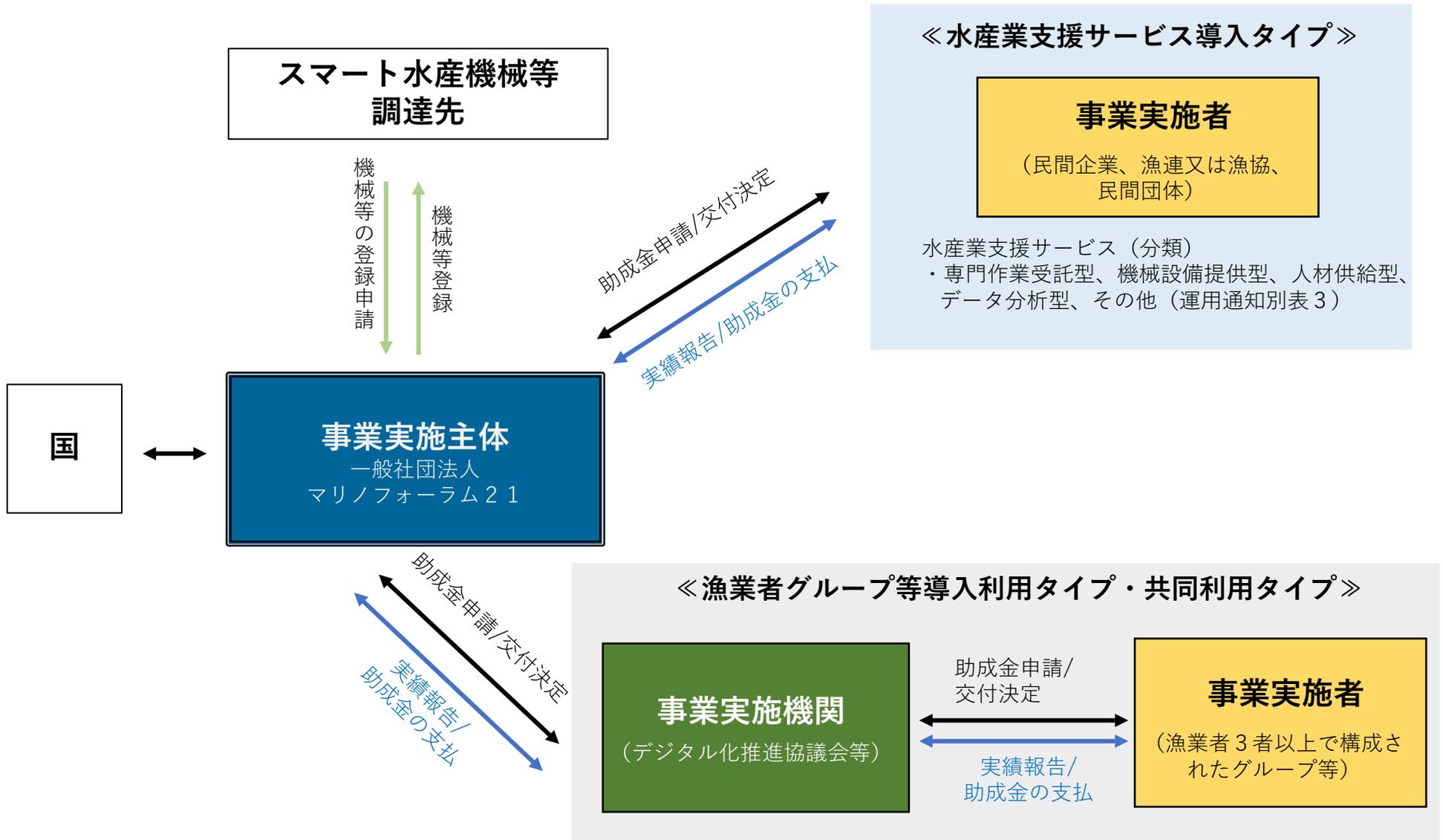
(2の事業) 水産庁加工流通課 (03-6744-0581)

事業メニューについて

メニュー	概要	事業実施者	採択要件	補助率・上限額
水産業支援サービス導入タイプ	水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の導入利用を行うもの	漁業協同組合 漁業協同組合連合会 民間団体※1 民間企業※2	以下いずれかの向上が見込まれる ・事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の数 ・事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の生産性	1/2以内(最大1,000万円) 2/3以内(最大1,500万円)※7
漁業者グループ等導入利用タイプ	漁業者グループ等構成員のスマート化を行うための機械等の導入利用を行うもの	漁業者グループ※3 漁業協同組合等※4 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体※5 その他※5	以下すべてを満たす ・グループを構成する者の機械等の導入利用台数が合計3台以上であること ・グループを構成する全ての者の生産性の向上が見込まれること※6	1/2以内(最大1,000万円) 2/3以内(最大1,500万円)※7
共同利用タイプ	スマート水産業の推進を目的とする複数の事業実施者により機械等を共同利用するもの	漁業者グループ※3 漁業協同組合等※4 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体※5 その他※5	以下すべてを満たす ・機械等を複数の漁業者で共同利用すること ・機械等を共同利用する全ての者の生産性の向上が見込まれること※6	1/2以内(最大100万円)

- ※1 運用通知別表3に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有し、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等とする。
- ※2 運用通知別表3に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有すること。
- ※3 3者以上の漁業者により構成されるグループとする。
- ※4 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合で、導入する機械等により裨益する漁業者が3名以上存すること。
- ※5 水産庁長官が適当と認めた団体。また法人に限り、導入する機械等により裨益する漁業者が3名以上存するものとする。
- ※6 事業実施者が団体の場合には、裨益する全ての漁業者について、生産性の向上が見込まれること。
- ※7 導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合には、補助率2/3以内(最大1,500万円)。

事業スキーム



事業実施機関について

【要件】 (ア) ~ (エ) うち、いずれかに該当するものとする

(ア) デジタル化推進協議会等の協議会

令和2年度第3次補正予算又は令和3年度補正予算において措置した漁獲情報デジタル化推進事業によって設立されたデジタル化推進協議会（行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される、地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体）

(イ) 漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

(ウ) 漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会

(エ) その他、代表者、目的、意思決定機関及び意思決定方法を含んだ規約を有し、本事業を確実に適正に実行することが可能な団体であると水産庁長官が認めるもの

2月～ 実施機関のリスト作成

3月上旬予定 公募開始

※事業実施機関のリストは随時更新いたします。

※リスト登録が未了の都道府県からの申請の場合、申請者からの事前相談を受けて調整を行うため、締切が数週間程度早まる可能性がありますのでご注意ください。

助成対象となる機械について

要件

1. 機械等は新品の市販品であること
2. ICT技術等を活用して漁業・養殖業の生産性の向上・効率化に資する機械等のうち、
(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと

- (ア) 漁業において、水温、塩分、潮流、漁獲量、入網状況等のデータや漁海況・操業データ等を収集・活用し、操業の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの。
- (イ) 養殖業において、水温、塩分、潮流、養殖魚の摂餌状況等のデータ等を収集・活用し、養殖生産物の生育状況・環境の把握、給餌量の調整及び最適化など、生産活動の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの。
- (ウ) その他ICT、IoT等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立の実現に資するもの。

選定

外部の有識者を含む選定委員会を設置して、要件を満たす機械等を募集・選定し、水産庁長官の承認を受けるものとする。

対象機械例

水質テレメーター、環境観測ブイ、魚体計測装置、多機能自動給餌機、水中ドローン、水中カメラ、網洗いロボット

助成金申請の公募・採択について

採択について

- ① 審査委員会において、助成基準を策定
- ② 成果目標（※）について確認するとともに、助成基準に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施が確保されることについて審査
- ③ データを収集・活用し、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組を行うものについて、優先的に採択

※事業実施者は、以下の項目から成果目標を設定

複数項目の目標設定可
目標年度は事業完了年度の翌々年度

水産業支援サービス導入 タイプ	省人・省力化、省エネ、省コスト、その他の効率化、資源管理への取組、漁場改善への取組 ※サービス事業体ではなく、本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果として設定
漁業者グループ等導入利用 /共同利用タイプ	省人・省力化、省エネ、省コスト、その他の効率化、資源管理への取組、漁場改善への取組、 地域連携に関する取組

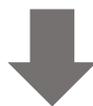
今後の予定

～2/10 補助対象となる機械等の公募（メーカー・販売店向け）

機械等公募のHP：https://www.mf21.or.jp/230125_smart_b.shtml

R3 補正事業で登録されている機械等の再申請 令和5年1月 25日(水)～2月3日(金)12時

初めて登録する機械等の申請 令和5年1月25日(水)～2月10日(金)12時



2月中 対象機械等の選定結果を公開



3月上旬予定 事業実施者向けの公募開始（機械等を導入するための助成金申請）

※具体的な時期については、決まり次第公表します。

※本件は水産庁と財務省との繰越協議の結果に応じて、今後内容等に変更があり得ることに御留意願います。

ご参考

【要綱・運用通知】

- ・水産関係民間団体事業補助金交付等要綱
(平成10年4月8日付け10水漁第945号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 令和4年12月2日付け4水港第2029号)
- ・水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について
(平成22年3月26日 21水港第2597号 水産庁長官通知 最終改正 令和4年12月2日 4水港第2030号)

【要綱・通知におけるR3補正事業からの主な変更点】

- ・旧一括発注タイプの価格交渉・逡減に関する記載を削除。(そのため一括発注タイプから漁業者グループ等導入利用タイプへと名称を変更。)
- ・助成金申請(運用通知別記様式第1号、事業実施機関による助成金申請)は付帯事務費と機械導入分をひとつの申請書にまとめ、簡素化。
- ・事業実施機関の定義(ウ)の漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会について、水産庁長官承認にかかる記載を削除することで、水産庁決裁の手続きなしで承認できるように変更。
- ・審査委員会によって助成基準を策定。(R3補正では自己採点していたが、策定した助成基準に基づいて採点。)
- ・目標年度における達成状況に関する報告書の事業実施者・事業実施機関の様式(運用通知別記様式13、14号)を作成。